

確定申告お疲れ様でした



申告内容の再確認をしましょう

確定申告した内容に誤りがあった場合は、所轄税務署に対して『修正申告』又は『更正の請求』を行う必要があります。

特に注意が必要なのは、売上の計上漏れ等により、納めるべき税金が少なかつた場合に行う『修正申告』です。

この『修正申告』は、増額した税金の納付が遅くなればなるほど、延滞税等が加算されていきますので早めに手続きを行いましう。

一方、経費の計上漏れ等により税金を多く支払った場合に行う『更正の請求』には「事実を証明する書類」が必要となり、法定申告期限から原則として5年間のみとなりますのでご注意ください。



青色ニュース

令和5年4月号
第62号



当会ホームページ

- 1、申告内容の確認
今後の対応
- 2、インボイス制度
- 3、新サービス開始
- 4、納税功労表彰式
事務局からお知らせ

(一社)品川青色申告会
品川区南品川4-2-32
品川税経会館 1階
電話 03(3474)7564(代)
FAX 03(3458)2616

今後の事務局対応

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類感染症に変えられることに伴い、当会での感染予防対策の取り組みについて左記の通りとします。

- ・マスクの着用は個人の判断が基本となりましたが、重症化リスクの高い高齢者の方が利用されることをふまえ、事務局利用の際はマスクの着用をお願いいたします。
- ・事務局内の混雑防止の為、予約制による人数制限を継続します。予約は電話又は青色アプリをご利用ください。
- ・来局時は、入り口の検温器で検温と消毒をお願いいたします。

インボイス制度

令和5年10月1日
導入開始

当会では、消費税やインボイス制度に関する一般的なご質問から会員ごとの個別相談まで受け付けています。
ご不明な点等ありましたらご相談ください。



主な変更点

令和5年10月より施行されるインボイス制度について、小規模事業者の負担軽減のための措置が決定しました。詳しくは国税庁ホームページにてご確認、又は（一社）品川青色申告会までお問い合わせください。

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることができます。

消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税申告で必要となる売上・収入を税率毎（8%・10%）に把握するだけで、申告書が作成できます。また、事前の届出も不要です。

◎対象となる方……免税事業者からインボイス発行事業者になった方（2年前（基準期間）の課税売上が1千万円以下等の要件を満たす方）

◎対象となる期間……令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

1万円未満の課税仕入れ（経費等）について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能

◎対象となる方……2年前（基準期間）の課税売上が1億円以下または1年前の上半期（個人は1～6月）の課税売上が5千万円以下の方

◎対象となる期間……令和5年10月1日～令和11年9月30日

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります。振込手数料分を値引処理する場合も対象です。

◎対象となる方……すべての方

◎対象となる期間……適用期限はありません

登録申請が、4月以降でも制度開始時に間に合います。



新サービス開始

このたび、品川青色申告会は、パナソニックホームズ(株)、旭化成ホームズ(株)、大和ハウス工業(株)の3社と業務提携し、会員の皆様の建物に関するサービスを提供することになりました。

多様なサービスが会員価格でご利用になれますので是非ご検討ください。

主なサービス

(注)こちらはパナソニックホームズの提供するサービスとなります。各社によって取扱いサービスが異なりますのでご注意ください。

・新築、建替、リフォーム

一戸建てから店舗・賃貸併用住宅等の多様なニーズに対応したプランをご提案できます。

同封の「青色家づくりサポート申込書」に必要事項をご記入の上、当会までFAXで送信してください。各社の担当者よりご連絡をさせていただきます。

・一括借り上げサービス

業者が、建物一棟を丸ごと借り上げる契約方式で、空室や家賃滞納等の有無にかかわらず、借上げ賃料で一定の収入を支払われます(※)。また、手数料も一般的な手数料よりも割安な、会員限定手数料です。(※)借上げ賃料は、数年に一度見直しが行われ、減額される場合があります。



・賃貸物件管理サービス

家賃の集金や滞納している家賃への対応、入居者や近隣住民からのクレーム対応、契約更新業務等の、入居者が入居してから退去するまで管理運営業務を代行します。

詳細は同封のパンフレットをご覧ください。(左記は、パナソニックホームズのものです。)



青色申告会会員さま限定!!

☆☆☆☆ 新築特典 ☆☆☆☆

特典 1 パナソニック家電 50万円相当をプレゼント!

特典 2 建物本体価格の5%割引で建築します!

特典 3 敷地測量・プランニング・資金相談

特典 4 借上げ料率アップ (賃貸住宅の場合)

特典 5 一般管理手数料ダウン (賃貸住宅の場合)

特典 6 金利優遇

※各特典の適用条件やその他詳細につきましては、青色申告会までお問合せください。

【提供】パナソニックホームズ株式会社

賃貸住宅の一括借り上げや管理はおまかせください

住まいづくり半世紀、賃貸管理30年以上の確かなノウハウ

パナソニックホームズ不動産のお任せ賃貸経営

小さなことでもお気軽にご相談ください。

こんな症状出ていませんか?

- 一括借上げで収入を安定させたい
- 引越すことになったので、今住んでいる家を賃貸に出したい
- 遠方に親から相続した空家やマンションを持っている
- 交通の便が良くないので人に貸しにくい
- 今の管理会社から別の管理会社に交えたい
- 自分でアパート管理をしているがやっぱり管理会社に任せたい
- アパートの空室が目立ってきた
- 家賃滞納が多く困っている

既存物件の「一括借上げ」「一般管理」建築メーカーを問いません。

あなたの誇りを育てる。 Panasonic Homes

納税功労表彰

令和5年2月3日に品川区と東京都品川都税事務所の合同による「令和4年度 税務・納税功労者合同表彰式」が、きゅりあんにて行われました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で3年ぶりに開催となります。

当会からも永年の功績により、次の方が表彰されました。

おめでとございます。

税務功労者

都税事務所長感謝状

松井 雅治 氏

品川区納税功労表彰

(感謝状)

米元 朗 氏

武藤 勝衛 氏



森沢区長より挨拶



当日の会場の様子

事務局からお知らせ

転居・廃業等された方へ

【転居や結婚された方など】

①(二社)品川青色申告会の登録情報を変更しますので、お早めにご連絡下さい。

※共済や保険にご加入の方は変更手続きが行われていない場合、請求時等にお時間を要する場合があります。

※お引越先が遠隔地でも、品川の青色申告会に継続して所属が出来ます。最寄りの青色申告会へ異動をご希望の方はお申し付け下さい。

※氏名が変わった方は税務署へ届出書の提出を推奨しております。

なお、氏名変更後に旧姓名義の口座を還付口座に指定する事は出来ません。

②転居された場合、各種送付文書の送付先の変更等のため、確定申告期前に納税地の異動又は変更をするときは、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出することが出来ます。

③事務局にて各種届出書作成のサポートを行っております。印鑑をお持ち下さい。

【死亡又は出国された方など】

★死亡された方や一年以上出国される方は原則、一定期間内に『準確定申告』が必要です。

【廃業された方など】

★廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は原則として確定申告をする必要があります。

※詳細はお問い合わせ下さい。

【会員の慶弔規定に関して】

★慶弔規定により弔慰金・祝金を会よりお渡しします。

なお、その事実から3ヶ月以内に事務局へご連絡頂く事が適用条件です。

※詳細はお問合せ下さい。

【土曜日営業について】

★6月～12月までの第一土曜日(祝日を除く)は通常営業致します。

なお、出社している職員が通常よりも少ないため、予約制による入場制限を行っておりますのでご了承ください。

【駐車場について】

★車でのご来局予定の方は、駐車スペースの都合上近隣の有料駐車場を利用することがあります。

そのため、電車・バス等の公共交通機関や自転車等での来局をお勧めします。

※当会にて自転車保険・交通傷害保険を取り扱っております。